

水稻収量等級改定要領

昭和47年4月26日
47農経B第728号
農林省農林経済局長通知
知 事 宛

改正 平成10年2月26日10農経B第501号、平成12年4月1日12農経B第1300号、平成13年1月5日12農経A第1774号、平成15年6月30日15経営第1712号、平成16年4月1日15経営第7414号、平成23年9月1日23経営第1663号、平成27年10月1日27経営第1596号、平成30年6月1日30経営第568号、令和2年7月15日2経営第1047号

目 次

第1	趣 旨	1
第2	実施機関	1
第3	調査対象共済目的及び調査期間	1
第4	年次別調査事項	1
第5	調査方法	1
1	アンケート調査	1
2	調査区の設定及び調査班の編成	2
3	標準筆の検見調査	2
4	見回り調査	2
5	特殊筆調査	2
6	標準筆の実測調査	2
第6	調査結果の補正	3
1	見回り調査結果によるアンケート調査結果の補正	3
2	実測調査結果による見回り調査補正結果及び特殊筆調査結果の補正	3
第7	収量等級基準単収案の策定	3
第8	収量等級検討委員会の開催	3
第9	収量等級（単収）の決定	3
第10	基礎単位当たり収穫量として適用する場合の方法	4
第11	特 例	4

第 1 趣 旨

この要領は、組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第11条第1項の組合等をいう。以下同じ。）が、収量等級を農業事情等の変化に即応して改定しようとする場合にその改定の基準とするものである。

ただし、組合等が、本要領の第3から第7の事項につき、組合等の保有するデータ（耕地ごとの引受データ等）を活用すること等により、これと異なる方法とする場合は、あらかじめ、特定組合等（法第200条に規定する特定組合等をいう。）以外の組合等及び都道府県の区域をその区域とする特定組合（法第73条第4項に規定する特定組合をいう。）にあっては都道府県及び当該組合等が属する都道府県連合会（法第11条第2項に規定する都道府県連合会をいう。）の指導に基づき、新たな方法案を作成し都道府県知事を通じて農林水産省経営局長の助言を得るものとし、2以上の都道府県の区域をその区域とする特定組合又は全国を区域とする農業共済組合連合会にあっては農林水産省経営局長の助言を得るものとする。

第 2 実施機関

組 合 等

第 3 調査対象共済目的及び調査期間

収量等級の設定に当たっては、水稻を対象とし、2年間継続して第4及び第5による調査を行うものとする。ただし、気象条件の異常な年は、避けるものとする。

第 4 年次別調査事項

- | | | |
|-------|---|-------------|
| | 1 | アンケート調査 |
| | 2 | 標準筆の検見調査 |
| 初 年 度 | 3 | 見回り調査 |
| | 4 | 特殊筆の確認及び調査 |
| | 5 | 標準筆の実測調査 |
| | 1 | 標準筆の検見調査 |
| 次 年 度 | 2 | 見回り調査 |
| | 3 | 特殊筆の再確認及び調査 |
| | 4 | 標準筆の実測調査 |

第 5 調査方法

- 1 アンケート調査

水稻につき耕作の業務を営む者を対象として、アンケート調査票（様式第1号）により各農業

者から水稻を耕作している耕地について小字ごとの10アール当たりの平年における収量（以下「農家申告平年単収」という。）及び耕作面積を求め、これを集計表（様式第2号）により小字ごとに取りまとめ、農家申告平年単収の平均値及び耕作面積を算定する。

ただし、小字ごとにみた水稻耕作上の諸条件が比較的類似しているときは、接続した類似小字をまとめて小字群とし、小字群ごとにこの平均値及び耕作面積を算定することとしても差し支えない。

なお、出入耕作地については、組合等間において調査票を交換し、それぞれ小字（群）別に取りまとめた平均値を算出するとともに、その結果を関係組合等に通知するものとする。この場合の取りまとめは、当該小字を所管区域としている組合等が行うものとする。

また、アンケート調査及びその取りまとめを行うに当たっては、次のことを留意するものとする。

- (1) 調査に当たっては、あらかじめ調査の趣旨、記入方法等につき農業者に十分説明し、理解を得て行うこと。
- (2) 調査票は、記入者に責任をもって記入させる必要から記名式を原則とすること。
- (3) 農家申告平年単収が10アール当たりでなく総収穫量として記載されていないかどうかを十分審査すること。

2 調査区の設定及び調査班の編成

組合等は、あらかじめ組合等内の大字等の区域を単位とした調査区を設定するとともに、その調査区ごとに組合等職員、損害評価会委員、損害評価員等による調査班（1班3名を標準とする。）を編成し、当該調査区内の小字（群）につき3から6までの調査を行うものとする。

3 標準筆の検見調査

調査班は、見回り調査に先立って検見眼の統一を計るとともに、4の見回り調査による平年単収及び5の特殊筆調査による検見平年単収を実測調査結果により補正するための標準筆（それぞれの小字（群）の区域のうちから客観的にみて単収の中庸な筆を最低1筆抽出する。）を選定し、この筆について検見調査により単収を見積もるものとする。

4 見回り調査

調査班は、アンケート調査結果による小字（群）ごとの農家申告平年単収の平均値について、その妥当性を検証するため小字（群）ごとの見回り調査を行い、その小字（群）の平年単収を見積もるものとする。

なお、この調査による平年単収には、5の調査による特殊筆の分は含まないものとする。

5 特殊筆調査

調査班は、小字（群）内において平均的な耕地とみなしがたい耕地があるときは、その耕地を特殊筆扱いとし、4の見回り調査の際に該当筆ごとに検見調査を行い、その平年的な単収を見積もるものとする。

6 標準筆の実測調査

調査班は、当該調査区内の小字（群）のうちから5分の1程度の小字（群）を抽出し、その抽出小字（群）の標準筆について実測調査（10アール当たり乾燥籾重から10アール当たり収穫量を換算する方法による調査又は農作物共済損害評価組合等実測調査要領（昭和53年8月7日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知）に示す方法による調査）を行ったうえ、調査区ごとに次式により修正率を算定する。

$$\frac{\text{抽出小字（群）の標準筆の実測調査単収の計}}{\text{抽出小字（群）の標準筆の検見調査単収の計}} \times 100$$

なお、10アール当たり乾燥籾重から10アール当たり収穫量を換算する場合の換算係数については、組合等が地方農政局統計部、都道府県農業試験場等と協議して定めたものを用いるものとする。

第6 調査結果の補正

1 見回り調査結果によるアンケート調査結果の補正

組合等は、見回り調査結果の小字（群）ごとの平年単収からみてアンケート調査結果による小字（群）ごとの平年単収を補正する必要があると認められる場合には、見回り調査結果を参考にして補正するものとする。

2 実測調査結果による見回り調査補正結果及び特殊筆調査結果の補正

組合等は、第5の6による実測調査により算定した修正率（様式第5号）を適用して1により補正された平年単収及び第5の5による特殊筆調査結果の平年単収を補正するものとする。

第7 収量等級基準単収案の策定

組合等は、小字（群）調査野帳（様式第3号）により第6の2による補正後の平年単収（小字（群）ごとの平年単収及び特殊筆ごとの平年単収）の2年平均を求め、これをもってそれぞれの収量等級基準単収案とするものとする。

第8 収量等級検討委員会の開催

組合等は、損害評価会委員、損害評価員、共済連絡員、学識経験者等の代表者による収量等級検討委員会を開催し、第7により策定した小字（群）ごとの収量等級基準単収案を様式第6号により付議するものとする。

第9 収量等級（単収）の決定

組合等は、第8の検討委員会において基準単収案の修正がなかった場合には、第7により策定した基準単収案を、修正があった場合には小字（群）ごとの収量等級（単収）にあつてはその修正された収量等級（単収）を、特殊筆ごとの平年単収にあつては第7で策定した特殊筆に係る基準単収

案に当該特殊筆の属する小字（群）の修正された収量等級（単収）と当該小字（群）の基準単収案との開差収量を加えて得た数量をもって、それぞれの収量等級（単収）として決定するものとする。

第10 基礎単位当たり収穫量として適用する場合の方法

組合等は、第9で決定した収量等級（単収）をもって当該小字（群）内のそれぞれの筆の基礎単位当たり収穫量とするものとする。

第11 特 例

組合等は、農作物共済損害評価組合等実測調査要領（昭和53年8月7日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知）第5の2の（1）のイの（エ）に規定する基準段（以下「基準段」という。）のふるい目幅が変更された場合において、当該基準段のふるい目幅が第9で決定した収量等級（単収）の基礎としたふるい目幅と異なるときは、次式に基づき、第9で決定した収量等級（単収）を修正する。なお、次式により修正した収量等級（単収）に10キログラム未満の端数が生じたときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

式：第9で決定した収量等級（単収）× A

A：ふるい目幅を変更後の基準段を適用する年産の前々年産以前の5年間のBの中庸3か年平均

農林水産統計における「水稻玄米のふるい目幅別重量分布」を元に算出された、ふるい目幅を変更後の基準段以上のふるいに残った玄米の重量の割合

B =
$$\frac{\text{農林水産統計における「水稻玄米のふるい目幅別重量分布」を元に算出された、第9で決定した収量等級（単収）の基礎としたふるい目幅以上のふるいに残った玄米の重量の割合}}{\text{農林水産統計における「水稻玄米のふるい目幅別重量分布」を元に算出された、第9で決定した収量等級（単収）の基礎としたふるい目幅}} \times 100$$

※ A及びBは、小数点以下第4位を四捨五入して第3位までとする。

様式第1号

水稲平年収量アンケート調査票

			氏名	
○	あなたの田のある小字はどこですか、その小字の名前	左の小字内にあるあなたの田の面積は合計でどのくらいですか	左の小字内にあるあなたの水田では作柄が普通の年には10アール（1反）当たり平均どのくらいとれますか	左の小字のあるところはなんでしょうか、その大字の名前
				他の市町村に出作しているときはその市町村の名前
○		アール(畝)	俵	
○		アール(畝)	俵	
○		アール(畝)	俵	
○		アール(畝)	俵	
○		アール(畝)	俵	
○		アール(畝)	俵	
○		アール(畝)	俵	

アンケート調査票記入上のお願い

この調査票は、水稲共済をよりよくするために重要な資料となるものですから、見だしをよく読んで、あなたの水田及び陸田を小字ごとに全部についてありのまま書いて下さい。

1 記入例

○	宮の上	アール(畝) 23	俵 7.0	神宮寺
○	宮の下	10	7.5	神宮寺
○	道北	20	6.0	大通り 中町

- 2 面積については、小字内にあるあなたの田の面積を合計して書いて下さい。この場合、休耕・転作田も含めて下さい。
- 3 1の記入例のように、あそこは何俵取りなどと日頃いわれる、その感じで7俵とか、7.5俵と半俵（30キログラム）単位に小字の平均収量を書いて下さい。
- 4 小字平均は、その小字内の自分の田（休耕・転作田も含む。）をならしてみた取れ高を書いて下さい。
- 5 この調査票は、 月 日までに提出して下さい。

様式第2号

水稲平年収量アンケート調査票小字別集計表

組合等名						
大字名	小字名	アンケート枚数	面積計 ㉠	俵数計 ㉢	収量計 ㉡ = ㉢ × 60 kg	平年単収 ㉣ / ㉠
		枚	a	俵	kg	kg

組合等名						
大字名	小字名	アンケート枚数	面積計 ㉠	俵数計 ㉢	収量計 ㉡ = ㉢ × 60 kg	平年単収 ㉣ / ㉠
		枚	a	俵	kg	kg

組合等名						
大字名	小字名	アンケート枚数	面積計 ㉠	俵数計 ㉢	収量計 ㉡ = ㉢ × 60 kg	平年単収 ㉣ / ㉠
		枚	a	俵	kg	kg

組合等名						
大字名	小字名	アンケート枚数	面積計 ㉠	俵数計 ㉢	収量計 ㉡ = ㉢ × 60 kg	平年単収 ㉣ / ㉠
		枚	a	俵	kg	kg

組合等名						
大字名	小字名	アンケート枚数	面積計 ㉠	俵数計 ㉢	収量計 ㉡ = ㉢ × 60 kg	平年単収 ㉣ / ㉠
		枚	a	俵	kg	kg

組合等名						
大字名	小字名	アンケート枚数	面積計 ㉠	俵数計 ㉢	収量計 ㉡ = ㉢ × 60 kg	平年単収 ㉣ / ㉠
		枚	a	俵	kg	kg

様式第3号

小 字（群）調 査 野 帳

									小字（群）名		
年度	項目 アンケート調査による 単収の 平均値 ①	アンケート調査による 面積計 ②	特殊筆面積を 除いた面積 ③＝②－Σ④	見回り調査 による単収 ④	①を④により 補正した 単収 ⑤	標準筆の検見 調査単収 ⑥	実測調査結 果による修 正率 ⑦	⑤の実測修 正値 ⑧＝⑤×⑦	収量等級基準単収案 左の2年平均単収 ⑨＝ $\frac{\text{初年度の⑧}+\text{次年度の⑧}}{2}$	決定収量等 級（単収） ⑩	⑩と⑨の 開差収量 ⑪＝⑩－⑨
初年度	kg	a	a	kg	kg	kg	%	kg	kg	kg	kg
次年度									()		

特 殊 筆 単 収									
地 番	面 積 ④	初年度産検見 単収 ⑤	実測調査結果 による修正率 ⑦	検見単収 の実測修正値 ⑧＝⑤×⑦	次年度産検 見単収 ⑥	実測調査結 果による修 正率 ⑦	検見単収 の実測修 正値 ⑧＝⑥×⑦	収量等級基準単収案 左の2年平均単収 ⑨＝ $\frac{\text{⑧}+\text{⑩}}{2}$	決定収量等 級（単収） ⑪＝⑨＋⑫
	a	kg		kg	kg		kg	() kg	kg
~~~~~									
								( )	
~~~~~									
合 計(Σ)			%			%			

(注) 1 ①及び②欄は様式第2号より転記すること。また、次年度に係る②欄及び③欄は、原則として初年度に係る②欄又は③欄と同数値とすること。
2 ⑥欄は要領本文第5号の3による検見単収を記入すること。
3 ⑦欄は様式第5号のそれぞれの年産の修正係数Rを転記すること。
4 ⑨欄及び⑩欄は10kg(10kg未満の端数があるときは4捨5入の方法により10kgとする。)単位に記入すること。
5 ⑪欄は様式第6号の⑦欄より転記すること。
6 ④欄は特殊筆の該当地番に係る面積を見回り調査後に加入申込書等から転記すること。
7 ⑧欄は上表の⑪欄の開差収量を加えること。
8 ⑥欄の標準筆の検見調査単収について1小字群ごとに2筆以上調査した場合は適宜欄外にその筆ごとの検見単収を明記すること。

様式第 4 号

水稻標準筆実測（検見）調査野帳（収量等級改定方法調査用）

年産

1 実測筆の検見等

				組合等名		調査班名	
小字(群)名	地番	耕作者氏名	品種名	引受面積	刈取月日	検見調査単収	
				a	月 日	kg	

2 刈取箇所及び栽植密度

刈 取 箇 所	全畦数	スタート 番号	間隔	栽 植 密 度		1 箇 所目	2 箇 所目	3 箇 所目	計	平 均 $\left(\frac{1}{30}\right)$	10アール 当たり換 算係数 ①
					畦巾	cm	cm	cm	cm	cm	倍
					株間						

3 実測成績

未生 調籾 製重 ②	未乾 燥 調 籾 製重 ③	乾換 算 方 式 籾式	10アール当たり未調製 乾燥籾重 ③×①=⑩		乾燥籾からの単収 換算係数 ⑪			10アール当たり収 量 ⑫=⑩×⑪
			kg					kg
g	g	籾 摺 方 式	粗 玄 米 重 ④	10アール当 たり粗玄米量 ⑤=④×①	縦 目 篩 選 篩にかけた 粗玄米重 ⑥	玄 米 重 (基 準 段 以 上) ⑦	玄米重歩合 ⑧=⑦/⑥ ×100	10アール当たり収 量 (籾摺単収) ⑨=⑤×⑧
			g	kg	g	g	%	kg

(注) 1 この様式は、要領本文第5の6の調査に使用するものとする。

2 実測調査に当たっては、農作物共済損害評価組合等実測調査要領に示す方法により刈り取りし、①欄の10アール当たり換算係数は同要領別表1の早見表により読みとるものとする。

3 ⑦欄の基準段は、同要領第5の2の(1)のイの(エ)の基準段をいう。

4 ⑪欄の換算係数については、組合等が地方農政局統計部、都道府県農業試験場等と協議して定めたものを用いるものとする。

様式第 5 号

年産別調査区別の標準筆検見単収に対する実測修正係数計算表

年産				調査区名			
小字（群）名	地番	標準筆 検見単収	標準筆 実測単収	小字（群）名	地番	標準筆 検見単収	標準筆 実測単収
		kg	kg			kg	kg
				合 計		(A)	(B)
				修正係数	(B) ÷ (A) × 100 = % = R		

- (注) 1 この表は水稻標準筆実測（検見）調査野帳（様式第4号）より転記すること。
したがって、標準筆であっても実測調査を行わなかった筆は記入対象外となる。
- 2 この表は、小字群別見回り調査及び標準筆検見調査を行った調査区ごとに作成すること。
- 3 この表は、年産別に作成すること。
- 4 この表で計算された修正係数＝Rは年産別に様式第3号の⑦欄に転記すること。

様式第 6 号

小字（群）別水稻収量等級決定経過表

組合等名	
------	--

小字 (群) 名	項目 年 産	アンケート 調査による 平年単収の 平均値 ①	見回り調 査による 平年単収 ②	①を②に より補正 した平年 単収 ③	標準筆の 検見調査 単収 ④	③の実測 修正値 ⑤	収量等級基 準単収案 〔左の2年 平年単収〕 ⑥	決定収量 等級（単 収） ⑦
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	初年度							
	次年度						()	
	初年度							
	次年度						()	
	初年度							
	次年度						()	
	初年度							
	次年度						()	
	初年度							
	次年度						()	
	初年度							
	次年度						()	
	初年度							
	次年度						()	
	初年度							
	次年度						()	
	初年度							
	次年度						()	

(注) 1 この表は、小字（群）調査野帳（様式第3号）の⑨欄の単収の高い順から低い順に整理し、小字（群）ごとに様式第3号の①から⑨までの該当欄を転記すること。

2 「決定収量等級（単収）⑦」欄は、⑥欄につき検討委員会で、検討され修正された場合にはその修正された単収を、されなかつた場合はそのまま⑥欄の単収を記入することとするが、修正された場合でも必ず10kg単位とすること。

様式第7号

収量等級（単収）小字（群）別取りまとめ表

県

市 町 村
農業共済組合

等級 単収 (A) 該当 小字名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				合計
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg			kg (D) / (C)
該当面積 (B)	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a		a	a (C)
(A) × (B)	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		kg	kg (D)

(注) 1 この表は様式第3号の⑩欄及び⑥欄の決定収量等級（単収）により収量等級別により取りまとめ整理する。

2 等級間の収量間隔は10kgとする。

3 (B)は各等級ごとの合計面積とし、その数値は様式第3号の③欄(小字(群))及び㊸欄(特殊筆)によるものとする。